

平成30年度 第2回 岡山市男女共同参画専門委員会

日時:平成30年5月30日(水)

午後3時～

場所:岡山市役所議会棟3階第1会議室

1 開 会

2 市民協働局次長挨拶

3 議 事

- (1) 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準適用について(報告)
- (2) 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正について
- (3) その他

4 閉 会

○ 資 料

- 資料 1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用に係る審査票(第19条第3項運用基準適用)
- 資料 2 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正スケジュール(案)
- 資料 3 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正の方向性
- 資料 4 他都市の状況(性の多様性について)
- 資料 5 他都市の状況(WLB・女性活躍等について)

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例
第19条第2項の適用に係る審査票(第19条第3項運用基準適用)

【所管課】介護保険課

審査番号	H30-1	審査年月日	平成30年4月27日	
審議会等の名称	介護認定審査会			
設置根拠法	介護保険法			
設置根拠条例	介護保険条例			
設置目的	法第38条に規定する審査判定業務を行う			
法令・条例上の委員の構成	保健・福祉・医療に関する学識経験を有する者。(介護保険法)			
任期(年)	3年	任期満了日	平成32年3月31日	
新たに委員を委嘱しようとする理由及びその年月日	委嘱理由	委員辞任による欠員補充		
	委嘱予定年月日	平成30年4月1日		
	委員定数(人)	委員実数(人)	女性(人)	女性比(%)
委嘱前(現状)	350	284	103	36.3%
委嘱後(見込)	350	286	104	36.4%
審査基準(1)	平成30年4月からの審査会委員の選任に伴い以下のような努力を行った。 「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」について、保健・医療・福祉の分野に精通している各職能団体に対して周知し、辞任する委員がいる場合は後任に女性の委員を推薦するように依頼した。			
審査基準(2)	①女性の登用を積極的に行っていたい団体には引き続き協力を要請し、女性の登用が難しい団体については「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」についても引き続き周知し、協力を要請していく。 ②審査会に意欲のある方の掘り起こしを各種職能団体を通じて行い、審査会委員として必要な研修を行ったうえで辞任者が出た場合の対応に優先的に女性委員を登用することとする。 ③委員定数350人に対して、委員実数286人と定数まで余裕があるので、女性を推薦いただきやすい職能団体に追加の推薦を依頼し、台議体の見直しを行っていく。			
審査基準(3)	今回男性委員1名の解嘱に対し、新規で男性委員2名、女性委員1名を委嘱。女性比は36.3%から36.4%となった。			
専門委員会の意見	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項の運用基準(平成14年10月8日 岡山市男女共同参画専門委員会決定)に基づき、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の「やむを得ない事情があると認めた」とする。今後も一層の女性委員の登用に努めることを期待する。			

平成30年4月27日

岡山市男女共同参画専門委員会

委員長

中嶋幹也

副委員長

貝原之代子

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例
第19条第2項の適用に係る審査票(第19条第3項運用基準適用)

【所管課】介護保険課

審査番号	H30-2	審査年月日	平成30年4月7日	
審議会等の名称	介護認定審査会			
設置根拠法	介護保険法			
設置根拠条例	介護保険条例			
設置目的	法第38条に規定する審査判定業務を行う			
法令・条例上の委員の構成	保健・福祉・医療に関する学識経験を有する者。(介護保険法)			
任期(年)	3年	任期満了日	平成32年3月31日	
新たに委員を委嘱しようとする理由及びその年月日	委嘱理由	委員辞任による欠員補充		
	委嘱予定年月日	平成30年5月1日		
	委員定数(人)	委員実数(人)	女性(人)	女性比(%)
委嘱前(現状)	350	286	104	36.4%
委嘱後(見込)	350	286	104	36.4%
審査基準(1)	平成30年4月からの審査会委員の選任に伴い以下のような努力を行った。 「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」について、保健・医療・福祉の分野に精通している各職能団体に対して周知し、辞任する委員がいる場合は後任に女性の委員を推薦するように依頼した。			
審査基準(2)	①女性の登用を積極的に行っていたい団体には引き続き協力を要請し、女性の登用が難しい団体については「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」についても引き続き周知し、協力を要請していく。 ②審査会に意欲のある方の掘り起こしを各種職能団体を通じて行い、審査会委員として必要な研修を行ったうえで辞任者が出た場合の対応に優先的に女性委員を登用することとする。 ③委員定数350人に対して、委員実数286人と定数まで余裕があるので、女性を推薦いただきやすい職能団体に追加の推薦を依頼し、合議体の見直しを行っていく。			
審査基準(3)	今回男性委員1名の解嘱に対し、新規で男性委員1名を委嘱。女性比は36.4%で変わらず。			
専門委員会の意見	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項の運用基準(平成14年10月8日 岡山市男女共同参画専門委員会決定)に基づき、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の「やむを得ない事情があると認めた」ものとする。今後も一層の女性委員の登用に努めることを期待する。			

平成30年4月7日

岡山市男女共同参画専門委員会

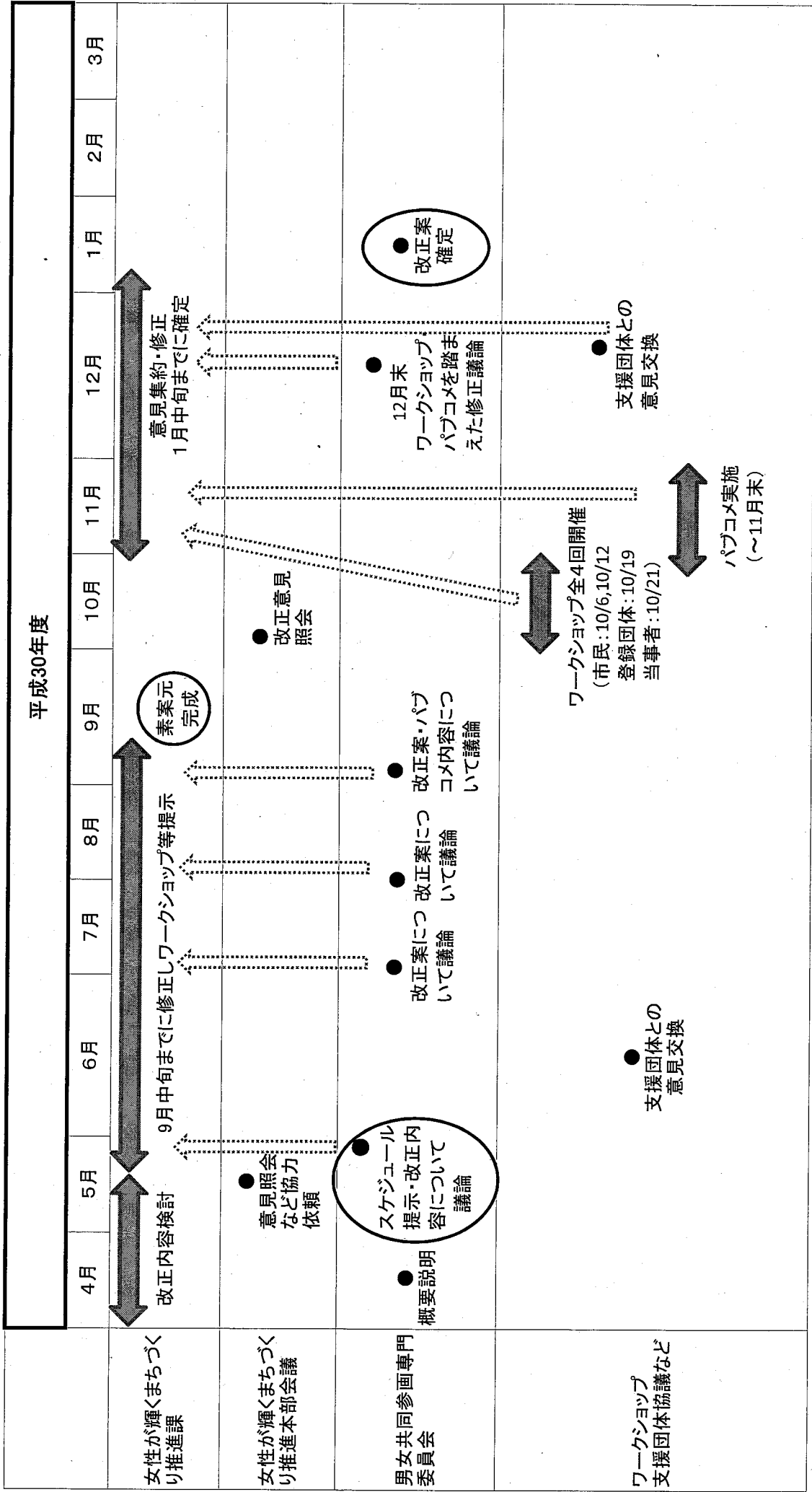
委員長

中塚幹也

副委員長

貝原己代子

「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」改正スケジュール案



検討課題・改正のポイント等		他都市の状況	
性の多様性	<p>資料4</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 基本理念として、条文の見直し ◆ 男女の性別だけでなく、性の多様性（性的指向・性自認等）について加える。 	<p>基本理念等</p> <p>堺市・国立市・多摩市 渋谷区（人権の尊重・パートナーシップ証明）</p> <p>禁止事項</p> <p>国立市・多摩市・文京区</p> <p>責務</p> <p>多摩市（市民・事業者）・渋谷区（事業者）</p> <p>基本的施策</p> <p>世田谷区</p> <p>情報に関する配慮</p> <p>多摩市</p>	<p>堺市・国立市・多摩市 相模原市・新潟市・ 静岡市・浜松市・京都市・堺市・神戸市・ 北九州市・熊本市・国立市・多摩市・渋谷区</p>
WLB・女性活躍等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者の責務の内容の見直しを検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な考え方は既に入っているが、追加修正が必要か。 （事業者の責務） 第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に對等に参画する機会の確保及び職場における活動と家庭における活動との両立に配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう、努めなければならない。 ◆ 条文の修正を検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市における政策立案・意思決定過程への参画推進 	<p>事業者の責務・役割 (WLBの環境整備等)</p> <p>事業者の責務・役割 (参画機会の確保等)</p> <p>市の女性活躍 (政策立案等)</p>	<p>仙台市・千葉市・川崎市・相模原市・新潟市・ 静岡市・浜松市・京都市・堺市・神戸市・ 北九州市・熊本市・国立市・多摩市・渋谷区</p> <p>札幌市・仙台市・川崎市・相模原市・浜松市・ 名古屋市・京都市・堺市・熊本市・国立市・ 多摩市</p> <p>仙台市・千葉市・名古屋市・神戸市・広島市・ 福岡市</p>
相談等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画相談支援センター設置場所の表記の記載の削除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者暴力相談支援センターとしての安全面の配慮から設置場所を非公開とする必要がある。 （男女共同参画相談支援センター） 第21条 市は、男女共同参画相談支援センター（以下「市相談支援センター」という。）を岡山市男女共同参画社会推進センター（以下「さんかく岡山」という。）内に設置する。 ◆ 第21条～第27条の内容について <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念を見直すのに合わせ、法令等との関係を含め整理する必要がある。 （男女共同参画相談支援センター）（女性相談員による相談等）（被害者の緊急一時保護）（被害者の保護及び自立支援）（配偶者等からの暴力の発見者による通報等）（職務関係者の義務等）（暴力の防止及び被害者の保護の促進） 	<p>相談・支援等</p>	<p>横浜市・相模原市・新潟市・名古屋市・ 京都市・福岡市・北九州市・熊本市</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画推進期間の内容（具体的期間の削除）の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行事が6月に固定されると前年度から準備を始めざるを得ず、途中で実行委員や担当職員が変わることがある。企画段階から市民協働で作り上げるというプロセスに支障が生じる。 （男女共同参画推進期間） 第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、男女共同参画推進期間を6月に設ける。 	<p>推進週間</p>	<p>千葉市・相模原市</p>

資料4

資料5